

よくあるご質問

1. 共通

- ① **質問** 補助制度は、それぞれ併用はできますか。(例：制度3と制度4を併用)
- 回答** 可能です。ただし、補助対象工事の重複はできません。
- ② **質問** 所有者が共有（複数人）の場合は、申請者以外の所有者からの同意が必要ですか。
- 回答** 補助対象となる工事は、共有物に対する変更行為に該当するので必要となります。
- ③ **質問** 申請者は法人であっても対象となりますか。
- 回答** 対象となります。
- ④ **質問** 補助金交付決定を受けた工事の内容を変更する場合、どのような手続が必要ですか。
- 回答** 工事内容の変更により、補助金額の変更を伴う場合は、変更後の工事に着手する前に補助金交付決定変更申請書（様式第9号）が必要となり、申請に対して決定変更通知書が交付されてから変更後の工事に着手できます。
- なお、補助金額の変更を伴わないものであれば、事業完了報告書の提出までに、補助金交付決定変更届（様式第10号）を提出する必要があります。
- ⑤ **質問** 塀、看板及び擁壁といった工作物の所有者はどのように確認すればよいですか。
- 回答** 工作物の所有者は、原則として土地所有者と判断しています。ただし、地上権、賃借権等の権限によって工作物を築造した場合は、その築造者が所有者となります。

2. 木造住宅の耐震診断・補強設計・耐震改修工事（制度1～3）

- ① **質問** 木造住宅の耐震診断（制度1）について、木造住宅耐震診断事業に基づく耐震診断技術者の派遣による診断を既に実施している場合であっても、対象になりますか。
- 回答** 対象となります。木造住宅耐震診断事業に基づく派遣診断は、簡易的な診断内容であり、木造住宅の耐震診断（制度1）は、より詳細な一般診断となっているため、派遣診断を実施している場合であっても対象としています。
- ② **質問** 木造住宅の補強設計（制度2）及び耐震改修工事（制度3）について、増築を伴う耐震改修工事は対象になりますか。
- 回答** 木造住宅の補強設計（制度2）及び耐震改修工事（制度3）ともに対象となります。
- なお、確認申請の伴う工事となる場合には、補強設計（制度2）の完了報告の際に建

築確認済証（写し）の添付が必要となり、耐震改修工事（制度3）の補助対象経費には、増築工事費用（増築部分に筋かい等を入れる工事費用を含む。）を含むことはできません。

3. 屋根改修（制度4）

- ① **質問** 対象となる既存の瓦屋根とはどんなものですか。
回答 粘土瓦、セメント瓦、プレスセメント瓦（厚型スレート）など、目安として 35 kg/m² 以上のものとし、薄型スレート瓦などの軽い屋根材は対象とはなりません。
- ② **質問** 既存の瓦屋根に落下防止措置を行う工事は対象となりますか。
回答 対象になりません。新たな瓦へ葺き替える工事であることが前提となります。
- ③ **質問** 申請時に必要な写真はどのようなものですか。
回答 屋根材の種類（瓦など）が確認できる写真を添付してください。また、少なくとも2方向以上としてください。（地上からの撮影で可）

4. 塀除却・改修工事（制度5）

- ① **質問** 塀の高さは、どのように算定すればよいか。
回答 道路面から測定した高さとします。
- ② **質問** 除却対象となる塀の高さ及び延長の条件のなかに門及び門柱部分は算入できますか。
回答 算入できます。ただし、門及び門柱を新たに設置する際の費用は対象外です。
- ③ **質問** 土留め用等の高い基礎または擁壁の上にブロック塀が築造されている場合、補助対象となりますか。
回答 基礎又は擁壁を残して塀のみを除却するときは、その除却するブロック塀の高さが0.8m以上で、ブロックを全て壊す場合（ブロックの途中でカットする場合はカット後の高さが道路面から0.6m以下になること。）に限り、除却工事の補助対象となります。その後の築造は、フェンスの築造工事（ブロックは不可）で、残した基礎又は擁壁部分（高さが道路面から1.2m以下となっていること。）を含めた築造後の高さが道路面から測定して2.0m以下であれば対象とする。

5. 広告塔改修工事

① **質問** 広告塔改修工事（制度6）について、建物屋上の広告物や袖看板は対象になりますか。

回答 対象になりません。自立している広告塔を対象としています。